

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月まで
昭和 54 年 4 月から共済組合に加入したが、国民年金被保険者資格を喪失するための手続きが分からず、55 年 4 月まで国民年金保険料を納付したので、そのことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料組合集金記録簿」を所持しており、A 市では、当該記録簿は B 村（現在は、A 市）で作成したものであり、納税組合を通じて国民年金被保険者に配布されたものと考えられるとしている。当該記録簿には、申立期間を含む昭和 52 年 4 月から 55 年 4 月までの期間について、月ごとに集金された月日及び金額が記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は集金により納付されたものと推認できる。

また、A 市では、申立人は昭和 54 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間において共済組合に加入していたとしており、本来、申立期間の国民年金保険料は還付されることとなるが、申立人は保険料が還付された記憶は無いとしている上、同市保管の国民年金被保険者名簿及び C 社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳にも、申立期間の保険料を還付した記録は無いなど、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、夫婦二人分を農協で納めており、一人分だけを納めたことは無い。夫は申立期間が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA農協（現在は、B農協C支店）で納付したと主張しているところ、同支店では、申立期間当時、国民年金保険料の領収を行っていたとしており、申立人の主張と符合する。

また、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付し、一人分のみを納付したことは無いとしているところ、申立期間について申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであり、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の夫の国民年金保険料の納付が開始された昭和40年4月以降、申立人及び申立人の夫には未納が無いなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の資格取得時の標準報酬月額が 30 万円である旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間のうち平成 17 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 22 日から 19 年 4 月 1 日まで
私は平成 17 年 2 月 22 日から 19 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していた。
申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険料の控除額及び標準報酬月額が適正であるか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった「届書等提出指示票」及び社会保険事務所から提出のあった「総合調査復命書（台帳）」によると、平成 17 年 10 月 13 日に社会保険事務所が同社に対し実施した「健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査」において、社会保険事務所は申立人の資格取得日を 17 年 3 月 1 日から同年 2 月 22 日、資格取得時の標準報酬月額を 19 万円から 30 万円に訂正する旨の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「訂正の届出」という。）を提出するよう同社に指示していることが確認できる。そして、同社は、社会保険事務所の指示に基づき、18 年 3 月 1 日付けで、申立人の資格取得日を 17 年 2 月 22 日、資格取得時の標準報酬月額を 29 万円にする旨の訂正の届出を提出している。

なお、当該訂正の届出において、事業主は報酬月額欄に記載すべき報酬月額（29 万円）を誤って標準報酬月額欄に記載したものと考えられ、本来、29 万円という報酬月額に見合う標準報酬月額は 30 万円となる。

このことについて、社会保険事務所では当該訂正の届出を受け、平成 18 年 3 月 3 日付けで、申立人の資格取得日については 17 年 3 月 1 日から同年 2 月 22 日に訂正しているものの、標準報酬月額については訂正の処理をしていない。

かかる処理について、社会保険事務所は、訂正の届出の標準報酬月額を記録し

なかった可能性が強いと回答している上、このほか、当該処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、社会保険事務所は、当該事業所から提出のあった訂正の届出の標準報酬月額を誤って記録しなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の資格取得時の標準報酬月額は 30 万円である旨の訂正の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間のうち平成 17 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成 17 年 7 月 1 日から 19 年 4 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる当該期間の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 7 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

年金記録を確認するために社会保険事務所へ行った時、申立期間については脱退手当金の支給記録があると説明されたが、私には受け取った覚えが全く無いので、厚生年金保険の記録として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が勤務していた申立期間②の事業所の全員の被保険者原票のうち、脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性は9名いるが、そのうち、当該事業所を最終事業所とする者で脱退手当金の支給記録が確認できる者はいないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和34年5月1日、資格喪失日は35年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から35年8月1日まで

私は、昭和29年7月1日から35年7月31日までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた同僚及び事務担当者の供述から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）によると、申立人は同社において昭和34年5月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、同払出簿において、申立人と同日に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得している9人について、いずれも健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には記録は無いが、オンライン記録において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができることから、申立人に係る社会保険事務所の年金記録の管理には不適切な状況が見られ、申立人の記録が欠落している可能性が高い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された後に、資格の取得が取り消される場合においては、払出簿の記載事項を二線で抹消するか、又は、

備考欄にその旨を表示することとされているが、申立人の払出簿の記録については、同様の処理は確認できない。

その上、申立人はB社において昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しているところ、申立人はA社在籍時に同社敷地内にあったB社に勤務することが複数回あり、A社からB社に移籍したと供述している上、B社はA社の系列会社であったという複数の同僚の供述等から判断すると、申立人のA社における資格喪失日は35年8月1日であると認められる。

一方、申立期間のうち昭和30年1月1日から34年5月1日までの期間については、複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認されるが、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和 34 年 5 月 1 日、資格喪失日は35年8月1日であると認められる。

なお、昭和34年5月から35年7月までの標準報酬月額については、同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年3月まで

申立期間当時、給料から国民年金保険料が引かれ、当時の雇い主が保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の雇い主が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、当時の雇い主は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は行っていないとしているなど、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月14日に払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、A町（現在は、B市）に転入する以前は国民年金に加入していなかったとしている上、戸籍の附票によると、昭和49年10月から58年12月まで住所を移動しなかったことが確認できるなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年に国民年金の資格取得の際、保険料をさかのぼって請求され、役場の窓口で 57 年 8 月から 61 年 3 月までの保険料をまとめて納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、婚姻した昭和 58 年 1 月以降については、申立人の夫が共済組合の組合員であることから任意加入対象者となるが、申立人は、昭和 61 年に国民年金の被保険者資格を取得した以外は、加入手続きを行ったことが無いとしている。制度上、任意加入対象者は、さかのぼって資格取得することができないため、その期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されることは無い上、A村では、加入手続きをしていなければ任意加入被保険者とならず、さかのぼった期間の納付書を発行することは無かったとしている。

また、申立人は、昭和 61 年に国民年金の資格を取得した際、申立期間の保険料をさかのぼって役場の窓口で納付したとしているが、制度上、過年度保険料を市町村で納付することはできず、A村でも、過年度保険料は領収していなかったとしており、さかのぼって申立期間の保険料を役場の窓口で納付したとする申立人の主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 20 日に払い出されており、その時点で申立期間のうち婚姻前の 57 年 8 月から同年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立人は、53 年 3 月以降、A村以外に住民票の異動が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年8月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年8月まで
私は、還付請求書を受け取っておらず、還付請求もしていないし、還付金も受け取っていない。還付されている記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付の通知を受けたことも、還付請求をしたことも無く、還付金を受け取った覚えも無いとしている。

しかしながら、A市保管の国民年金過年度納付履歴には申立期間の保険料に係る還付発生の記録が有り、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間の国民年金保険料に係る送金（支払）通知書作成年月日が記載されている。

また、B社会保険事務所では、送金（支払）通知書は還付請求書の提出を受けて作成し、発送するとしていることから、申立期間に係る国民年金保険料還付請求書が提出され、国民年金保険料還付の送金（支払）通知書である「国庫金送金通知書」は交付されていたものと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録に記載されている還付金額は適正であり、申立期間を含む申立人の資格取得記録にも不適切な記録記載、不自然な記録訂正は認められず、申立人の国民年金保険料に係る記録管理に不備があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から29年1月20日まで
② 昭和30年7月26日から同年11月1日まで

私は、昭和26年4月1日から30年10月31日までA社に勤務し、終戦後の地域更生・活性化のため各地のイベントの企画運営を行っていたにもかかわらず、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録は昭和29年1月20日から30年7月26日までとされた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入についてA社に照会したが、当該事業所に申立期間当時の関係書類は保管されておらず、申立内容を確認することができなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても、申立人の資格取得日は昭和29年1月20日、資格喪失日は30年7月26日と記載されているほか申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚及び社会保険庁の記録から申立期間当時当該事業所に勤務していたとみられる複数の同僚に照会しても、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言は得られず、申立人が企画運営を行ったとしている各地の博覧会及び各種イベントも、いずれも申立人の厚生年金保険加入記録がある期間に開催されていることから、申立人が申立期間について当該事務所に在籍していたことを確認することができなかった。

加えて、申立人は、入社後数年間は倉庫番をしながら営業やデザイナー等の仕事も行っていたとしているが、申立人と同様に入社後数年間倉庫番をしていたとする同僚についても、その間の厚生年金保険加入記録が見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料（厚生年金保険料）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月から同年 7 月まで
② 昭和 37 年 5 月から同年 7 月まで

私は、申立期間についてA社（現在は、B社）に勤務し、北洋船（母船式）缶詰工場で働いた。給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、同社では「昭和 34 年度及び 37 年度臨時船員名簿には申立人の記録が無い」としており、申立人の勤務実態や船員保険の加入記録を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間当時乗船したことを知る者は無く、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格得喪年月日は、昭和 35 年 5 月 13 日資格取得、同年 8 月 4 日資格喪失、36 年 5 月 18 日資格取得、同年 7 月 16 日資格喪失と記録されており、社会保険庁のオンライン記録においても、申立期間において申立人が資格を取得した形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 15 日まで
私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 15 日までA社に勤務したが、社会保険庁の記録では同期間における厚生年金保険の記録は無かった。
勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の事業主は既に他界しており、同社には当時の記録が保管されていないことから申立内容を裏付ける関連資料、周辺事情を得ることはできなかった。

また、同社における現在の事業主は「申立人はお手伝いさんとして働いていたと思う」としているものの「当社は現在も厚生年金保険には加入しておらず、当時も申立人は国民年金ではなかったかと思う」と証言しており、社会保険庁の記録からも、同社は申立期間当時から厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、同社が所属しているB会は「申立期間当時、ほとんどの事業所は厚生年金保険には加入していないと思う」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 25 日から 35 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続や、受領した覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 12 月 12 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した A 県厚生部保険課へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 56 年 12 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月21日から20年8月15日まで

私の夫は、申立期間にA社（現在は、B社）C工場に勤務していたが厚生年金保険の記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者名簿及び申立人の妻から提出された罹災証明書により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、同社が保管している申立期間当時の申立事業所の厚生年金台帳に申立人の記録は無いと回答している。

また、管轄の社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の記録は無い上、同僚についても連絡先を特定することができなかった。

さらに、申立人は既に亡くなっており申立人の妻も申立人の同僚を記憶しておらず、申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。